

志賀原発を 廃炉に! 原告団ニュース 第26号

原告団事務局 〒920-0024 金沢市西念3-3-5 フレンドパーク石川5F TEL (076) 261-4657、FAX 233-2244



「廃炉時代」を議論しよう

原告団長 北野 進

志賀原発が営業運転を開始してから、まもなく27年。この間、私たちは「志賀原発を廃炉に！」と訴え続け、現在の訴訟も8年が経過しようとしています。今更ながらで恐縮ですが、原告・サポーターのみなさんに質問です。みなさんは何をもちて志賀原発の「廃炉」実現と考えますか。差し止め判決の確定や北陸電力の原発閉鎖決定など、もう稼働しない(できない)ことが確定することでしょうか？それとも原発から核燃料が搬出され、重大事故が起こらない状態になることでしょうか？あるいは建屋を解体し、更地に戻してようやく廃炉実現でしょうか？

実は「廃炉」は法律用語ではなく、明確な定義はありません。使う人や運動の局面によって、込められた意味には幅があるように思います。法律上は、原発を閉鎖し取り壊す一連の手続きを「廃止措置」と言います。志賀原発の廃止措置は、北陸電力が原子炉等規制法に基づき原子力規制委員会に廃止措置計画を提出し、認可を受けるところから始まります。廃止措置計画に沿って使用済み核燃料を搬出し、次に廃止措置対象施設の汚染状況の調査や除染を実施し、それから周辺設備、原子炉、そして建屋と順次解体していき、解体廃棄物を撤去して更地にし、廃止措置計画は完了します。ちなみに北電が2018年12月に公表した廃止措置実施計画書によ

2020年度原告団総会中止と書面議決へのご協力のお願い

提訴から9年目を迎えるにあたり、例年どおり総会の開催に向けて諸準備を進めてきましたが、新型コロナウイルスの感染拡大が深刻化する中、事務局として「今年度の総会中止はやむなし」との判断に至りました。原告・サポーターのみなさまには何とぞご理解のほどお願い申し上げます。

とはいえ昨年度はあらたに富山訴訟が立ち上がり、今年度は金沢訴訟を再び結審に向けて舵^{かじ}を切らせる重要な年となります。みなさまにこの間の取組みを報告し、今年度の方針を審議していただく機会までなくすわけにはいきません。そこで今年度は総会での議案審議に代え、議案を原告の方々にお届け(5月下旬予定)し、書面で議案への賛否、修正意見、補強意見などを伺うという方式にさせていただきます。サポーターで議案をご希望の方は、FAX・メール*などでお申出ください。

いただいたご意見は事務局で検討協議し、今後の活動に活かしていくこととします。また、疑問点などがある場合は可能な限り対応いたしますので、事務局へお問合せ*ください。

かつてない混迷の時代ですが、北電はいまだに志賀原発の早期再稼働を掲げています。原告・サポーターの力を結集して、今年度も志賀廃炉への取り組みを進めていきますので、異例の対応となりますがご協力をお願い申し上げます。(原告団事務局)

*原告団ホームページ(→メッセージ)から簡単にメール送信できます。TEL・FAX番号は上の機関紙表題欄に記載。

ると、廃止措置の一連の工程には30～40年を要するとされています。

国内ではこれまでに建設された商業用原発57基のうち4割を超える24基の廃止措置が認可されています。原発銀座といわれている若狭地方では、15基中7基が該当します。まさに私たちは「廃炉時代」を迎えたわけです。しかし、法律で想定された流れで廃止措置が順調に進んでいる原発はというと、廃炉第1号の東海原発をはじめ一基もありません。放射能で汚染された解体廃棄物の搬出先が決まっていな
ひばく
いので作業工程は途中でストップせざるをえず、廃止措置計画は「絵に描いた餅」状態です。さらに放射性廃棄物だけでなく使用済み核燃料の扱いも難問です。労働者被曝の問題もあります。そもそも30年あるいはそれ以上と言われる廃止措置完了までの間、事業主体である北電が存在しているのか、心配や疑問は尽きません。

これら廃止措置に関わる諸課題は、なによりまず事業者である電力会社や国策として原発を推進してきた国が責任をもって考えるべきなのは言うまでもありません。「私たちは『廃炉』に追い込むことに全力投球だ」「再稼働なしが決まればそれでいい」という意見もあるかもしれませんが、何を以て「廃炉」と言うかはともかく、来たるべき「廃炉時代」が実は視界不良で、北電や国次第ということではないのでしょうか。

確かに現在、金沢訴訟は結審を前に足踏み状態が続いていますが、規制委の審査会合では回を重ねるごと、北電は窮地に追い込まれています。私たちが訴えてきた志賀原発の「廃炉」は単なる運動のスローガンではなく、間違いなく近未来の能登の風景です。住民や原発労働者のリスクを減らすと同時に自治体財政や地域経済への影響も視野に入れた、地域が受け入れられる廃炉プロセスを私たちの側から提示していくことは、廃炉訴訟への支援の拡大にとどまらず、脱原発社会への流れを加速させることにもつながるのではないのでしょうか。

もちろん原発の後始末である廃炉は容易なことではありません。脱原発を目指す全国の仲間の間でも議論は熟しておらず、意見の一致を見ていない課題もあります。直下の活断層という志賀固有の条件も加味しなければなりません。しかし議論の糸口がないわけではありません。昨年12月、「原子力発電に反対する福井県民会議」から委嘱を受けた「原子力発電所の廃炉問題に関する検討委員会」が提言を発表しています。とても示唆に富む内容であり、今年の原告団総会では検討委員会のメンバーでもあった末田一秀さんの記念講演を予定していました。やむなく延期としましたが、コロナ禍収束時にはぜひとも開催したいと思います。

まもなく提訴から9年目に入ります。金沢訴訟結審へ再度アクセルを吹かすと同時に、来たるべき志賀原発の「廃炉時代」に向かっておおいに議論を深めていきましょう。



北陸中日新聞(2018/12/27)

【富山訴訟第3回口頭弁論】

- ◇期日 5月25日(月)午後2時～
- ◇会場 富山地裁⇒富山弁護士会館(報告集会)

【金沢訴訟第30回口頭弁論】

- ◇期日 7月13日(月)午後2時～
- ◇会場 金沢地裁⇒北陸会館(報告集会)

※期日変更があることも想定されますので、原告団ホームページで最終確認してください

「感謝、感謝」「頑張るぞー」

山崎彰原告団副団長・富山県平和運動センター議長に贈る言葉

あまりにも突然の別れでした。

4月2日に私は富山県平和運動センターへ行き、山崎議長と原告団の予定などを話し合いました。山崎さんはいつもと同じ元気な声で、全てを飲み込むおおらかさと、コーヒーやお菓子を自ら出す心優しさでした。話を終えて帰ろうとする私に、「感謝、感謝。また集会で歌たのむちゃ」と言って駐車券を手渡ししてくれました。駐車場の精算のとき、なぜかその駐車券は使わずに、財布にしまい込みました。

翌4月3日、山崎さんは富山検察審査会へ行き、政務活動費不正の富山市議2名を富山地検が不起訴にした件で、審査の申立書を提出。裁判所前で報道陣の取材を受けた直後、突然倒れたそうです。「解離性大動脈瘤破裂」享年70歳。

山崎さんは1970年に農林省富山食糧事務所に入り、労働運動や食と農を守る運動でも活躍。2003年に富山県平和運動センターの初代議長となり、富山県内外の労働団体、民主団体、各政党、市民運動との幅広い連携に尽力しました。反戦平和、人権、脱原発などあらゆる場面の先頭に山崎さんがいました。正義感が強く、富山市議会自民党会派などの政務活動費不正追及でも、常に先頭に立ちました。富山市議会本会議場の傍聴席で、政務活動費不正に抗議して、和田と2人で退場させられたことも。

山崎さんの街頭演説は富山弁で大迫力。難しい課題もわかりやすい言葉で話し、通行人が思わず振り返りました。一方で、自作ポスターの自分の写真に「クマ出没注意」と書き、地元福光の和菓子を「毒まんじゅう」と言ってみんなに配るユーモアあふれる人柄。本当にスケールの大きな存在でした。

志賀原発差止め訴訟原告団でも、副代表として支えてくれました。私たちは山崎彰さんの遺志を受け継ぎ、一日も早く志賀原発の廃炉実現をめざします。山崎さんがいつも言っていた「感謝、感謝」の言葉、「ガンバロー三唱」の最後の「頑張るぞー」は私たちの宝物で、永遠に不滅です。そしてあの日いただいた駐車券は、私の永遠のお守りです。（和田廣治）



富山地裁に向かう小嵐さん(左端)、和田さん(右端)ら

法廷に響いた命をかけた意見陳述

小嵐喜知雄さん（富山訴訟原告）に贈る言葉

2019年12月16日、富山地裁1号法廷の証言席で、小嵐喜知雄さんの原告意見陳述が始まりました。事前に提出した陳述書に何力所もアドリブ発言を追加して、しっかりした声で陳述が進みます。すぐ後ろの席で、私は体調も含めてハラハラしながら見守りました。

陳述の終わり頃、突然にその声が震えました。「私は現在83歳ですが、進行性のがんと闘いながら、私の人生をかけて本件訴訟に取り組んでいます」法廷内は一瞬空気が凍り付き、皆が小嵐さんを見つめました。

「それでもなお被告らが私に対して『訴権の濫用』と言い続けるのであれば、被告らの株主無視、人間性無視を被告ら自らが裁判所や社会全体に表明することになります」

まさに命を懸けて、声を震わせながらも毅然とした陳述に、法廷全体が圧倒されました。

小嵐さんはこれまでさまざまな本や資料を読み、集会や講演会でも何度も質問や発言をし、反戦平和、人権、脱原発など多くのアピール行動にも参加。金沢訴訟の報告会でも、毎回弁護



団などに的確な質問をする姿を、皆さんもご記憶のことと思います。また、私たちにたくさんの資料を送ってくれました。「もっと勉強しろ」と言われているようでした。そんな信念と熱意あふれる小嵐さんの人生を凝縮した、すばらしい原告意見陳述でした。

陳述から4か月後の4月11日、小嵐さんは旅立ちました。葬儀の最後のお別れの際、静かに眠る小嵐さんに一輪の花を供え、コロナ禍で参列できなかった富山・石川・福井など多くの方々の思いも込めて感謝の言葉を伝えました。

「長い間、ありがとうございました」

(和田廣治)

年会費納入のお願い

巷は新型コロナウイルス感染のニュースであふれています。石川県内の感染状況は、人口比で東京に次いで2番目という深刻さです(4月24日現在)。

コロナ禍の終息後には、世界経済の仕組みやあり方まで含めて様変わりしていくと解説する識者もいます。経済グローバル化の功罪と日本の脆弱性が浮き彫りになるのでは、と思います。

全国に「緊急事態宣言」が発令される中、原発事故や関電問題などは影が薄くなったような感があります。福島原発事故の被害者対応を見ても、全国一斉休校や営業自粛で働けなくなった人たちへの対応を見ても、政府は困難を抱える国民を救う気持など全くないように見えます。

原発裁判も新型コロナの猛威の前に、3月の富山、金沢地裁とも期日取消しとなりました。今後予定されている裁判日程も、感染状況次第で変更される可能性があります。原告団のホームページで最終確認して下さるようお願いいたします。

年度初めですから会費のお願いをせざるを得ないわけですが、大幅な収入減の方もいらっしゃるかと思いますので、余裕ができた時に納入をお願いいたします。(堂下健一)

☆年会費…原告は1口3,000円、サポーターは1口1,000円(各1口以上)です。

同封の「払込取扱票」で郵便局から送金できます(ATM送金で手数料152円)。

また、労組など組織として加入している方は、所属組織の指示にしたがってください。